

「宿泊分野特定技能協議会の運営について」（平成31年4月1日付け宿泊分野特定技能協議会決定）の一部改正案（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">平成31年4月1日 宿泊分野特定技能協議会決定 (一部改正) 令和元年8月26日</p> <p style="text-align: center;">宿泊分野特定技能協議会の運営について</p> <p>宿泊分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第8条第1項に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を下記のとおり定めることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p><u>3. 特定技能所属機関又は登録支援機関（以下、「特定技能所属機関等」という。）は、規約第7条第1項に規定する届出に際して、以下の各事項を遵守するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守すること</u> ・ <u>宿泊分野特定技能協議会規約を遵守すること</u> ・ <u>特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重すること</u> ・ <u>他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き（登録支援機関にあっては、引抜きの幫助）は行わないこと</u> ・ <u>宿泊分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行うこと</u> <p><u>4. 協議会は、その決議により、前項の各事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる。</u></p> <p><u>5. 規約第7条第1項に規定する届出の内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">平成31年4月1日 宿泊分野特定技能協議会決定</p> <p style="text-align: center;">宿泊分野特定技能協議会の運営について</p> <p>宿泊分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第8条第1項に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を下記のとおり定めることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>